

14. 通商分野

通商(1)	企業内転勤に関する在留資格要件の緩和
規制の現状	<p>出入国管理及び難民認定法・同第7条第1項第2号の基準を定める省令においては、「企業内転勤」という在留資格に基づいて在留する外国人に対して、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して(中略)業務に従事していること」が求められる。</p>
要望内容	<p>「一年以上継続して」という要件を「一カ月以上継続して」という要件に緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>国際的なプロジェクトまたは工場の立ち上げ等に伴い、日本企業の本店、支店その他の事業所における勤務者を本邦に招き、業務を遂行させるケースが増えている。例えば、英語を母国語とする国においてエンジニアを雇い、日本に転勤させ即戦力として活用する事例が増えているが、就業経験一年以上という要件のため、スピーディに事業を遂行することが困難となっている。</p> <p>企業内転勤の円滑かつスピーディな流れの確保は、日本企業の国際競争力強化の観点から不可欠である。</p>
根拠法令等	<p>出入国管理及び難民認定法、 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>法務省入国管理局</p>

通商(2)	在留資格認定証明書の申請手続に係る優良事業者への 処分の迅速・簡素化【新規】
規制の現状	出入国管理及び難民認定法に基づく処分及び行政指導は、行政手続法第3条第10項に基づき、行政手続法の適用除外となっており、標準処理期間も設定されていない。在留資格認定証明書の申請後、許可或いは不許可の処分に至るまでに数カ月から、長い場合には半年を要することがある。
要望内容	在留資格認定証明書の申請手続に関して、優良事業者(例えば、過去数年間にわたって、今までの申請において不許可となった事例がなく、かつ許可された外国人に関して事故が発生した事例もないような企業等)を認定する制度を設け、こうした事業者(受入機関)が代理人として在留資格認定証明書の交付を申請をする場合には、特別に迅速かつ簡易な手続きにより当該申請に対する処分を行なうべきである。
要望理由	<p>企業活動の国際化、複雑化に伴って、専門的、技術的分野の外国人を日本において雇用したり、或いは教育・研修目的での企業内転勤を行う事例等も増えている。こうした移動はプロジェクトベースで行うことが多く、円滑かつスピーディである必要があるが、現在のように、数カ月から半年もかかり、さらに個人によって期間が異なる在留資格認定手続きでは、円滑な流れが阻害される。こうした企業内転勤の円滑かつスピーディな流れの確保は、日本企業の国際競争力強化の観点から不可欠である。</p> <p>今までに申請が不許可になった事例がなく、許可された外国人にも問題事例がないような優良事業者が受入機関となる場合には、招聘した外国人に関して、今後も問題が起きることは想定しにくい。こうした事業者に対して、迅速かつ簡易な手続きが導入されれば、ビジネスの予見性が高まるとともに、スピーディに事業を遂行することができるようになる。</p>
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2 行政手続法第3条第10項
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

通商(3)	査証申請手続の優良事業者に対する書類の簡素化【新規】
規制の現状	<p>査証は、外務省設置法に基づき外務省の在外公館において発給される。査証申請手続において求められる書類について、一部の国・地域、例えば中国やベトナムにおいては、通常必要な書類に加えて「招聘理由書」或いは「身元保証書」の提出が求められる。こうした「招聘理由書」、「身元保証書」には代表取締役の押印が必要となる。</p>
要望内容	<p>「招聘理由書」や「身元保証書」に求められる代表取締役の押印を、優良事業者(例えば今までに査証の発給が拒否された事例がなく、かつ当該査証を取得した外国人に関して事故が発生した事例もないような企業等)が受入機関となる場合には、例えば招聘する企業の部門長の押印で代替できるようすべきである。</p>
要望理由	<p>代表取締役の押印が必要な書類は大量なため、社内におけるこうした書類の収集のための事務手続に時間とコストがかかる。もし招聘する企業の部門長等の印で代替できれば、こうした時間やコストを大幅に削減できる。</p>
根拠法令等	外務省設置法
制度の所管官庁及び担当課	外務省領事移住部外国人課

通商(4)	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外
規制の現状	<p>NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続き法を進めることが義務付けられている。</p> <p>また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細な調達手続きが求められている。</p>
要望内容	<p>NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。</p>
要望理由	<p>NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4～5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業に比べて非常に不利な状態となっている。</p> <p>対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達ができるようになる。</p>
根拠法令等	政府調達に関する協定(1996年)付属書 付表3
制度の所管官庁及び担当課	総務省事業政策課

通商(5)	輸出規制品目の項番の国際標準化【新規】
規制の現状	日本における安全保障輸出管理に係わる輸出令別表第1と外為令別表の項番は、欧米先進国のECCNと異なる独自の項番として体系化されている。
要望内容	欧米先進国と同様のコード(ECCN等)に体系化すべきである。
要望理由	日本の項番は独自の体系であり、海外関係会社との連携、海外取引先からの照会等において常に対照が求められる。表現が異なり、その対比に非常に手間を要する。国際的ハーモナイゼーションの観点から同一コード体系化を望む。コードの一致により、該当する規制品目の判定が的確に行える上、事務効率が向上する。
根拠法令等	輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省安全保障貿易管理課

通商(6)	民間通信衛星の輸出許可不要化【新規】
規制の現状	<p>外国為替及び外国貿易法では、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないとされており、輸出貿易管理令別表第1の13項において、軍事目的であるか否かに係わらず、全ての人工衛星は輸出許可の対象とされている。</p>
要望内容	<p>輸出貿易管理令別表1の13項で輸出許可を必要とする規制品の対象から、民間用周波数帯を使用し、民間需要者(衛星運用会社、通信事業者、放送局等)向けに輸出される純粋な民間通信衛星を除外すべきである。</p>
要望理由	<p>ITU - RR (国際電気通信連合 無線通信規則)で定められた民間用周波数帯を使用する純粋な民間用通信衛星は、軍事目的には転用できない。周波数帯の変更にはプログラムのみならず、部品材料自体を変更する必要があるため、製造者以外の専門知識を有する者であっても変更は不可能である。また、別表1の13項から民間通信衛星を除外しても、別途、別表1の16項に規定する貨物はキャッチオール規制の対象となっており、輸出国、用途・需要者等の確認が行なわれており、軍事目的の通信衛星の輸出を排除することは可能である。</p> <p>規制範囲が広く設定され、輸出許可案件が増えると、迅速な輸出・技術提供が困難になり、海外の衛星メーカーに遅れをとる。現在、日本の宇宙産業は国内向けの需要が中心ではあるが、規制の緩和は、海外への窓口が広がり宇宙産業拡大の第一歩となる。</p>
根拠法令等	<p>外国為替及び外国貿易法第48条 輸出貿易管理令別表第1の13項、同16項 ITU - RR (国際電気通信連合 無線通信規則)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省安全保障貿易管理課</p>

通商(7)	需要者要件中の過去の行為に対する規制緩和[新規]
規制の現状	<p>安全保障輸出管理制度においては、需要者が過去に核兵器の開発等を行っていたことについて、貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されている等の場合には、需要者要件に該当し、且つ明らかガイドラインでチェックをしても全ての項目が明らかにならなかったときは、輸出許可申請が必要とされている。</p>
要望内容	<p>需要者要件中の過去の行為に関して、当該需要者が現時点では核兵器の開発等に関与していないことが客観的に明白である場合は、需要者要件には該当しないとして輸出許可を不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>需要者が核兵器の開発等への関与を終了して相当な期間が経過し、既に当該需要者に係る輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれが全くない場合でも、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として当該需要者に係る文書等を管理しなければならず、企業に過重な負担を強いている。</p> <p>例えば、過去にミサイル等の開発に関与したことが指摘されている需要者であっても、当該国政府が弾道ミサイルの研究・開発や輸出・輸入を行わないことを宣言し、MTCR(ミサイル技術管理レジーム)にも参加している場合には、客観的にも「関与を終了した」と見なすのが妥当と考えられる。実際、米国では、MTCR等の大量破壊兵器の国際レジーム参加国に向けた輸出は、ミサイル等に関するキャッチオール規制の対象外としている。</p>
根拠法令等	<p>「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年12月28日 経済産業省令第249号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課</p>

通商(8)	一般包括輸出許可における規制地域以外を仕向地とする 「その他の軍事用途規制」に関する規制緩和
規制の現状	<p>「一般包括輸出許可等取扱要領」では、第一種又は第二種の一般包括許可において、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる場合若しくは輸出貿易管理令別表第4の2の地域以外の地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍事用途に用いられる場合には、その効力を失うこととなる。この結果、上記のような場合の輸出は、個別許可の対象となる。</p> <p>また、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる疑いがある場合若しくは輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍事用途に用いられる場合又はその疑いがある場合及び輸出貿易管理令別表第4の2の地域以外を仕向地として輸出される貨物が、その他の軍事用途に用いられる疑いがある場合には、規制当局(経済産業省)に届け出ることとされている。</p>
要望内容	<p>「一般包括輸出許可等取扱要領」に関して、上記制度の下線部に該当するワッセナー・アレンジメント参加国に対する輸出(別表第4の2の地域以外の地域を仕向地とした輸出)で、大量破壊兵器以外のその他の軍事用途に用いられる場合若しくはその疑いがある場合については、個別許可ならびに届出の対象から除外すべきである。</p>
要望理由	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。現状では、「その他の軍事用途」および「疑い」の範囲が広く漠然としており、規制の範囲が極めて拡大している。</p> <p>なお、昨年度の要望「一般包括輸出許可における「その他の軍事用途規制」に関する規制緩和」に対しては、「その他の軍事用途」に用いられる場合については、ワッセナー・アレンジメントに基づき、当該輸出が通常兵器の過度の蓄積、地域の不安定化につながる輸出に当たらないかを個別に審査する必要がある」との回答があった。しかしながら、「一般包括輸出許可等取扱要領」では、通常兵器および関連汎用品の輸出管理に関する国際レジームであるワッセナー・アレンジメントの参加国に対してさえも、「その他の軍事用途に用いられる場合又は疑いがある場合」には一般包括許可の失効又は経済産業省への届出を規定している。これは、懸念のある地域への通常兵器の過度の移転と蓄積の防止というワッセナー・アレンジメントの趣旨を超えた規制がなされているものである。全ての輸出に関して、大量破壊兵器以外の「その他の軍事用途に用いられる場合」を失効、あるいは届出の要件から除外することが望ましいが、少なくとも、ワッセナー・アレンジメントの参加国に対する輸出の場合には、個別許可もしくは届出の対象から除外すべきである。</p>
根拠法令等	<p>「一般包括輸出許可等取扱要領」(平成14年7月1日 6貿第211号) 「一般包括許可及び特定包括許可に係る届出について(お知らせ)」(平成14年7月1日 経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課)</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

通商(9)	「許可を要しないもの」に関する確認の廃止
規制の現状	輸出貿易管理令第5条では、税関は安全保障輸出管理に係る規制対象品目である時に輸出許可を受けていることを確認することだけでなく、許可を要しないものについても、すべて輸出許可を要しないことを確認しなければならない旨が定められている。
要望内容	一定の要件を満たす優良事業者については、「許可を要しないもの」に関する輸出貿易管理令第5条に基づく税関による確認を不要とするか、少なくとも許可を要しないものである旨の誓約書の提出があれば十分とすべきである。
要望理由	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。輸出品の中で輸出許可を要する貨物は限られているにも関わらず、輸出許可を要しないことを証明する文書の作成等のために、輸出者には多大な労力及びコストが生じている。</p> <p>例えば、社内における輸出貿易管理体制が確立されていることや、過去1年間に関税法他に従っていないことを税関に指摘され申告の撤回をしたことがないこと等一定の要件を満たす事業者については、輸出の包括事前審査制度の適用が認められている。このように、主体的に効果的な管理体制を構築し、確実な輸出管理を行っている優良な事業者については、税関による確認を不要とするか、少なくとも許可を要しないものである旨の誓約書の提出があれば十分とすることが妥当と考えられる。</p>
根拠法令等	輸出貿易管理令第5条1項
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

通商(10)	外国ユーザーリスト及び明らかなガイドラインの明確化【新規】
規制の現状	<p>わが国では、輸出管理に関して、原則全ての貨物・技術を対象としたキャッチオール規制が導入されており、輸出者がその輸出する商品の用途や最終需要者から大量破壊兵器の開発等に使用される恐れがあると知っていると考えられる場合(客観要件:用途要件と需要者要件で構成される)等には、輸出許可が必要となっている。</p> <p>その際には、輸出貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う/行った旨、輸出者が入手した文書等に記載されている場合等は、需要者要件に該当するとされる。需要者要件の審査に関しては、文書等告示第二号に規定されている「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」として「外国ユーザーリスト」が公表されており、掲載外国企業については、取引に当たって慎重な対応が求められる。しかしながら、なぜ懸念のあるユーザーであるかの理由を始め、掲載企業の詳細な情報が不足している。</p> <p>他方、商品の最終需要者に懸念がある場合についても、おそれ省令二号、三号の括弧書(輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外の行為に用いられることが明らかなき)にあたる時は許可申請が不要となっており、それを判断するために「明らかなガイドライン」が公表されている。しかしながら、輸出者が判断を行う上で、現状の内容では不十分である。</p>
要望内容	外国ユーザーリストの充実(懸念ユーザーである理由、懸念を払拭するための措置等、掲載企業に関する詳細な情報の公開)、明らかなガイドラインの明確化(基準の明確化)を行うべきである。
要望理由	キャッチオール規制は、企業の自主規制に負うところが多いが、許可要否の判断基準、判断根拠等が不明確であることや、要件の解釈が曖昧かつ複雑である。上記要望が達成されることにより、企業の自主判断が容易となり、円滑な事業活動に繋がる。
根拠法令等	<p>「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年12月28日 経済産業省令第249号)</p> <p>「外国ユーザーリスト」について(平成15年3月31日 貿局第1号)</p> <p>輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン(平成15年4月1日 貿局第2号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課